

令和6～9年度第二中学校グラウンド使用に係る代替施設使用について

米沢市教育委員会

1. 趣旨

令和6年度から9年度まで南成中学校の建設工事に伴い、現在の第二中学校のグラウンドが使用できません。そのため、グラウンドを使用する体育及び部活動は、代替施設に移動して活動します。

2. 代替施設使用期間

令和6年4月から令和9年秋ごろまでの約4年間です。ただし、部活動が合同で活動する場合や令和8年度南成中学校開校に伴って状況が変わった場合は、活動場所を変更することがあります。

※冬季期間は、従来どおり第二中学校の校舎・体育館を使用します。

3. グラウンド使用代替借用施設について

(1) 外の体育の授業について

競技	実施期間	活動施設等
陸上	5月1日～6月28日	陸上競技場 ・トラック、幅跳び、ボール投げフィールドを使用します。 ・クーリングシェルターは、会議室を使用します。 ・AEDを陸上競技場事務室より借用します。
ソフトボール	①7月1日～7月24日 ②8月22日～8月30日 ③9月9日～10月4日	旧南原中グラウンド ・全面を使用します。 ・クーリングシェルターは、南原コミセン内を使用します。 ・AEDを南原コミセンより借用します。
サッカー	9月24日～11月29日	人工芝サッカーフィールド ・少年用サッカーコート2面を使用します。 ・クーリングシェルターは、バス、会議室を使用します。 ・AEDを人工芝事務室より借用します。

※1回あたり2時間続き（1，2時間目または3，4時間目）です。

※1回あたり学年2クラスが使用します。また、移動手段はバスとします。

(2) 外の部活動について

部活動	活動場施設・場所等
野球部	①南原小学校グラウンド ・南東部のバックネット側の場所を使用します。 ・移動はジャンボタクシーとします。 ・クーリングシェルターは、南原小もしくは南原コミセンを使用します。 ・学校が開いている場合には南原小からAEDを借用しますが、土曜日はわかたかクラブより借用します。 ②市営西部球場 ・平日、土曜日の一般使用がない場合に使用します。 ・移動手段は自転車とします。南原・関地区の生徒以外の部員の自転車通学を許可します。 ・クーリングシェルターは、西部コミセンを使用します。 ・西部コミセンからAEDを借用します。

サッカー部	<u>愛宕小グラウンド</u> ・北側半面のサッカーゴールがある場所を使用します。 ・移動手段は徒歩とします。 ・クーリングシェルターは、愛宕小もしくは第二中学校を使用します。 ・学校が開いている場合には愛宕小から AED を借用しますが、土曜日や愛宕小が開いていない場合には、ヤマザワ堀川町店から借用します。
ソフトボール部	<u>西部小グラウンド</u> ・南東部のバックネット側の場所を使用します。 ・移動手段は自転車とします。南原・関地区の生徒以外の部員の自転車通学を許可します。 ・クーリングシェルターは、西部小もしくは西部コミセンを使用します。 ・学校が開いている場合には西部小から AED を借用しますが、土曜日や西部小が開いていない場合には、西部コミセンから借用します。
男女テニス部	<u>北村公園</u> ・第二中学校の県道側 2 面のコートと北村公園の 2 面のコートを使用します。 ・北村公園への移動手段は、スクールバス 1 台とします。 ・クーリングシェルターは、クラブハウスもしくはスクールバスを使用します。 ・クラブハウスもしくは置賜総合文化センターから AED を借用します。
陸上部	<u>陸上競技場</u> ・これまでも陸上競技場で練習をしており、他団体とともに譲り合いながら使用します。 ・移動手段は自転車とします。南原・関地区の生徒以外の部員の自転車通学を許可します。 ・クーリングシェルターは、会議室を使用します。 ・陸上競技場事務室から AED を借用します。

(3). 留意事項

①南原小学区の当該部活動所属生徒について

学校用自転車を使用します。ヘルメットの購入や自賠責保険の加入はご家庭でお願いします。

②スポーツ少年団及び学童などの関係機関との調整について

教育委員会及び学校から連絡し、調整を行っています。

③体育祭について

体育祭は、米沢市営体育館で実施します。

④市内施設利用者、市民への周知について

市のホームページで周知します。また、第二中学区の住民の方には PTA 広報誌とともにプリントで周知します。

担当	学校教育課
指導主事	青柳 開
22-5111	内線 7402